

# 令和4年度 福岡地方最低賃金審議会 第2回運営小委員会

## 資料目次

資料No.1	福岡地方最低賃金審議会 運営小委員会運営規程	1
資料No.2	福岡地方最低賃金審議会 運営小委員会 第52期委員名簿	3

### [特定最低賃金改正申出の状況]

資料No.3	令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況	5
--------	----------------------	---

### [令和3年度特定最低賃金改正申出の労働協約内訳]

資料No.4	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	17
資料No.5	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	19
資料No.6	輸送用機械器具製造業	21
資料No.7	百貨店、総合スーパー	23
資料No.8	自動車（新車）小売業	25

### [意見発表]

資料No.9	令和4年度 最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】	27
資料No.10-1	関係労働者意見書【製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業】	29
資料No.10-2	関係使用者意見書【製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業】	31
資料No.11-1	関係労働者意見書 【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業】	33
資料No.11-2	関係使用者意見書 【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業】	35
資料No.12-1	関係労働者意見書【輸送用機械器具製造業】	37
資料No.12-2	関係使用者意見書【輸送用機械器具製造業】	39
資料No.13-1	関係労働者意見書【百貨店、総合スーパー】	41
資料No.13-2	関係使用者意見書【百貨店、総合スーパー】	45
資料No.14-1	関係労働者意見書【自動車（新車）小売業】	47
資料No.14-2	関係使用者意見書【自動車（新車）小売業】	49



## 福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

## (規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会の議決により設置された、福岡地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し必要な事項について定めるものである。

## (審議事項)

第2条 小委員会では、会長から付託された事項並びに地域別最低賃金・産業別最低賃金の審議日程についての調整、審議方法等について細目にわたる審議を行なうものとする。

## (組織)

第3条 小委員会の委員は9名とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 小委員会には委員長を置く。

委員長は公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長は会務を統括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代行する。

5 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、福岡地方最低賃金審議会委員の出席を求めることができる。

6 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

## (会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたとときのほか、審議会会長（以下「会長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を遅くとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。

- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

(委員の欠席)

第5条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項について同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第6条 委員は会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見の提出)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行なう。

附 則 この規程は、令和3年3月16日から施行する。



## 第5 2期福岡地方最低賃金審議会 運営小委員会 委員名簿

(五十音順)

(令和4年6月28日指名)

(令和4年7月28日指名) ※1

区分	氏名	現職
公益代表委員	高田 亜朱華	弁護士
	◎富山 敦	弁護士
	○平木 真朗	西南学院大学商学部 准教授
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長
	浜田 紀子	UAゼンセン 福岡県支部 次長
使用者代表委員	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	松本 恭子	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

※1

(注) ◎は委員長、○は委員長代行である。



令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況

資料NO.3

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働 者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和4年6月20日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,970	3,975	57.0%
令和4年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		21,520	9,182	42.7%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,800	9,904	43.4%
令和4年6月27日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		15,120	5,633	37.3%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 英幸	○		9,550	8,601	90.1%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

## 令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		合意した 又は協約 適用労働 者数(B)	合意者又は 協約適用労 働者割合  $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	協定最低 賃金額 (C)	(参考) 差額 (C-D)
			労働 協約	公正 競争	適用労働 者数(A)		現在の特 定最賃額 (D)	(参考) 率 $\frac{(C)}{(D)} \times 100$
令和4年6月20日	福岡県製鉄業、製 鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	日本基幹産業労働組合 連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		3,975人	57.0%	1,018円	38円
					6,970人		980円	103.88%
令和4年6月27日	福岡県電子部品・ デバイス・電子回 路、電気機械器 具、情報通信機械 器具製造業	全日本電機・電子・情報 関連産業労働組合連合 会 福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		9,182人	42.7%	1,003円	56円
					21,520人		947円	105.91%
令和4年6月30日	福岡県輸送用機 械器具製造業	自動車総連福岡地方協 議会 議長 吉村 淳治	○		9,904人	43.4%	1,005円	48円
					22,800人		957円	105.02%
令和4年6月27日	福岡県百貨店、総 合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		5,633人	37.3%	900円	3円
					15,120人		897円	100.33%
令和4年6月30日	福岡県自動車 (新車)小売業	自動車総連福岡地方協 議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 秀幸	○		8,601人	90.1%	1,004円	45円
					9,550人		959円	104.69%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

福岡労働局長 安達 栄 殿

2022年6月20日

日本基礎産業労働組合連合会  
福岡県本部委員長 増田隆男

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、鉄鋼業（高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業）を営む使用者に使用される労働者6,970名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

最賃の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

- ・ 労働協約上の賃金の最も低い額＝1,018円/時間額
- ・ 改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額＝980円/時間

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 最低賃金の金額改正に関する決議文
- (3) 申請代表者に対する委任状
- (4) 福岡県における鉄鋼業の事業所数と労働者の概要



2022年6月20日

日本基幹産業労働組合連合会  
福岡県本部委員長 増田隆男

## 福岡県「鉄鋼業」最低賃金金額改正に伴う労働者総数

1. 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業適用労働者数  
(高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼および圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業)  
6,970名(2021年12月調査)
2. 福岡県「鉄鋼業」最低賃金金額改正に対する合意者内訳  
最低賃金協定 4組合 3,982名(57%)

3,975

2022年6月27日

福岡労働局  
局長 安達 栄 殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
福岡地方協議会 議長 三木 大 様

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規程により、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

- 1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
福岡県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 21,520人
- 2 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。  
福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 21,520人  
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数と割合 9,182人 (42.7%)  
最も低い労働協約の金額 157,800円/月、7,859円/日、1,003円/時間  
現在適用されている法定最低賃金 947円/時間
- 5 添付書類
  - ① 労働協約の写し
  - ② 申出合意書および申請代表者に対する委任書
  - ③ 福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の労働者総数と、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数



以 上





2022年 6月30日

福岡労働局  
局長 安達 栄 殿

自動車送運福岡地区協議会  
議長 吉村 淳治

## 申 請 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
福岡県に於いて輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者 22,800名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
3. 申し出の内容  
上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。  
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
4. 申し出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 9,904名（43.4%）  
福岡県に於ける輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数  
22,800人  
(最も低い)労働協約の金額 = 8,033円/日、1,005円/時間  
現在適用されている法定最低賃金 = 957円/時間
5. 添付書類
  - ①労働協約の写し
  - ②申請代表者に対する委任状
  - ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳





令和4年6月26日

福岡労働局  
局長 藤枝 茂 殿

福岡県支部

支部長 西 央



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 15,120名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

福岡県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者  
以上 約 15,120人

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね 3 分の 1 程度に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,633 名

福岡県の百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数 15,120 名

現在最も低い労働協約の金額 = 900 円 (時間額)

現在適用されている法定最低賃金額 = 897 円 (時間額)

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

最低賃金に関する協定書又は確認書等はこれまでと同様

(2) 申出合意書及び委任状

最低賃金法 15 条の 1 の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求める申し出に合意し、当該申し出に係わる事項一切について、下記 1 の者に委任します。

(3) 福岡県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

(4) 所定労働時間数及び所定労働日数

百貨店、総合スーパー (J551) の最低賃金に合意する者の内訳と申出に係わる企業における労使協定の最低賃金、所定労働時間及び所定労働日数

以上

2022年6月30日

福岡労働局  
局長 安達 栄 殿

自動車販売福岡地区協議会  
販売部門連絡協議会

委員長 岩屋 英幸



## 申請書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
福岡県に於いて自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 9,550名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
3. 申し出の内容  
上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。  
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
4. 申し出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 8,601名 (90.0%)  
福岡県に於ける自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者数 9,550人  
(最も低い) 労働協約の金額 = 7,529円/日、1,004円/時間  
現在適用されている法定最低賃金 = 959円/時間
5. 添付書類
  - ①労働協約の写し
  - ②申請代表者に対する委任状
  - ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

以上



-4. 6. 30





令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

資料NO. 4

【産業】製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最低賃金 (時間額) 令和4年度	協定最低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最低賃金 (時間額) 令和2年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合	令和4年4月26日	3,188 名	¥1,104	¥1,069	¥1,069
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月19日	300 名	¥1,019	¥980	¥978
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和4年5月18日	170 名	¥1,067	¥997	¥991
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和4年4月18日	317 名	¥1,018	¥1,001	¥1,001
合計			3,975 名	最低: ¥1,018	最低:¥980	最低:¥978



令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

資料 No. 5

【産業】電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和2年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 本社・〇〇工場・〇〇工場	〇〇労働組合 〇〇労働組合	令和4年3月25日	86名	¥1,003	¥991	¥1,037
〇〇株式会社	〇〇労働組合連合会 〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年3月31日	499名	¥1,079	¥1,070	¥1,066
	〇〇労働組合 〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年3月31日	317名	¥1,079	¥1,070	¥1,066
	〇〇労働組合連合会 〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年3月31日	383名	¥1,079	¥1,070	¥1,066
〇〇株式会社	〇〇労働組合連合会 〇〇労働組合	令和4年4月1日	409名	¥1,079	¥1,070	—
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月1日	502名	¥1,050	¥1,038	¥1,039
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年3月24日	136名	¥1,015	¥1,002	¥1,002
〇〇株式会社 〇〇事業所	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年3月16日	429名	¥1,074	¥1,061	¥1,058
株式会社〇〇 〇〇工場	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月9日	1,445名	¥1,074	¥1,061	¥1,058
株式会社〇〇 〇〇工場	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月9日	407名	¥1,074	¥1,061	¥1,058
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年5月9日	511名	¥1,165	¥1,165	—
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和4年5月1日	1,756名	¥1,042	¥1,017	¥1,001
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和4年4月7日	415名	¥1,049	¥1,019	¥1,029
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月15日	383名	¥1,032	¥1,020	¥1,017
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年3月31日	230名	¥1,082	¥1,056	¥1,062
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月1日	100名	¥1,008	¥987	¥987
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年3月18日	113名	¥1,030	¥1,030	¥1,030
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月31日	336名	¥1,030	—	—
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月31日	275名	¥1,030	—	—
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月31日	450名	¥1,030	—	—
合計			9,182名	最低 ¥1,003	最低 ¥987	最低 ¥987



## 令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

資料NO.6

### 【産業】輸送用機械器具製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最低賃金 (時間額) 令和4年度	協定最低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最低賃金 (時間額) 令和2年度
使用者(事業場)	労働組合			令和4年度	令和3年度	令和2年度
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月14日	8,400 名	¥1,017	¥993	¥993
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月1日	327 名	¥1,038	¥1,021	¥1,021
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年6月1日	173 名	¥1,054	¥1,054	¥1,054
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年6月25日	95 名	¥1,005	¥1,005	¥1,005
〇〇株式会社	〇〇労働組合	-	- 名	-	¥978	¥978
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和2年6月1日	909 名	¥1,017	¥1,017	¥1,017
株式会社〇〇	〇〇労働組合	-	- 名	-	¥971	¥971
株式会社〇〇	〇〇労働組合	-	- 名	-	¥966	¥966
<b>合計</b>			9,904 名	最低 :¥1,005	最低 :¥966	最低 :¥966



令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

資料NO.7

【産業】百貨店, 総合スーパー

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最低賃金 (時間額) 令和4年度	協定最低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最低賃金 (時間額) 令和2年度
使用者(事業場)	労働組合					
株式会社〇〇 (4事業所)	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年4月1日	1,026名	¥1,060	¥1,045	¥1,039
株式会社〇〇 (1事業所)	〇〇労働組合	令和4年5月31日	289名	¥1,071	¥1,071	¥1,071
株式会社〇〇 (18事業所)	〇〇労働組合	令和4年3月16日	1,368名	¥900	¥900	¥930
〇〇株式会社 (26事業所)	〇〇労働組合	令和3年3月17日	2,696名	¥980	¥914	¥969
株式会社〇〇(27事業所)	〇〇労働組合	令和4年5月12日	254名	¥1,026	¥1,024	¥1,021
合計			5,633名	最低:¥900	最低:¥900	最低:¥930





令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

資料NO.8

【産業】自動車(新車)小売業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最 低賃金 (時間額)	協定最 低賃金 (時間額)	協定最 低賃金 (時間額)
使用者(事業場)	労働組合			令和4年度	令和3年度	令和2年度
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年6月24日	1,065名	¥1,011	¥1,011	¥1,006
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月1日	839名	¥1,052	¥1,045	¥1,039
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年6月9日	907名	¥1,074	¥1,061	¥1,061
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年3月29日	522名	¥1,049	¥1,042	¥1,031
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月4日	896名	¥1,095	¥1,095	¥1,091
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月25日	161名	¥1,036	¥1,036	¥1,032
株式会社〇〇	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月26日	1,538名	¥1,017	¥1,012	¥1,012
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月30日	642名	¥1,004	¥986	—
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和4年6月23日	443名	¥1,021	¥1,010	¥1,007
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月25日	849名	¥1,049	¥1,039	¥1,032
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年6月17日	274名	¥1,092	¥1,078	¥1,071
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月11日	465名	¥1,042	¥1,036	¥1,033
			8,601名	最低： ¥1,004	最低： ¥986	最低： ¥1,006



令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領  
【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】

1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った業種の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和4年8月17日(水) 9時00分～11時30分  
場所：福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室  
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会 運営小委員会

4 推薦手続き

- (1) 推薦は8月5日(金)までとし、意見発表者は一産業労使各1名とする。
- (2) 意見発表者には委員長名で依頼する。

5 意見発表・聴取要領

- (1) 意見発表者は意見を別紙「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」(任意様式で可)に記載し、8月12日(金)までに事務局へ提出する。  
なお、やむを得ず当日持参する場合には、20部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- (2) 発表順は原則として、申出書提出順とする。
- (3) 発表・聴取時間は1産業25分とし、内訳は意見発表労使各10分、質疑5分とする。
  - ア 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業  
9:05～9:30 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
  - イ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
9:30～9:55 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
  - ウ 輸送用機械器具製造業  
9:55～10:20 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
  - エ 百貨店、総合スーパー  
10:20～10:45 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
  - オ 自動車(新車)小売業  
10:45～11:10 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)

以上



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

産業別最低賃金の改正に取り組むにあたり、私たち鉄鋼産業は、わが国の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあります。そのリーディング産業に相応しい優秀な人材を確保する上で、産業別最低賃金の引き上げは、未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることにつながる極めて重要な取り組みであると受け止めています。

また、鉄鋼労使は、これまでも我々の産業・企業の発展に向けた取り組みとして、競争力強化を阻害する要因となるエネルギー問題等、ものづくり産業を取り巻く課題への対応や産業空洞化防止のため、業界団体と連携をはかり、政府や省庁に対して各種の要請行動を展開してまいりました。

こうしたなか、今年の最低賃金の動向としては、産業別最低賃金の改正に先立って決まる地域別最低賃金改正の目安審議において、Aランク31円、Bランク30円の目安が示され、福岡県における地方別最低賃金は30円の引き上げが決定しました。今後においては、特定最低賃金に関する協議が始まりますが、私たち鉄鋼産業を取り巻く環境は、コロナ禍からの経済回復に伴う堅調な鋼材需要や鋼材価格の改善などを背景に回復傾向にあるものの、主原料価格の高騰や鉄鋼業の構造課題への対応といった課題に加え「ゼロカーボンスチール」の実現に向けた研究開発・設備投資費用の負担といった将来的な課題が山積しています。

こうした環境の中、グローバル競争下で、他国の鉄鋼業に伍していくためには、サプライチェーンを含めた日本鉄鋼業全体の底上げが必要であり、鉄鋼業が衰退することとなれば、日本のものづくり産業の崩壊、ひいては日本経済の破綻につながりかねません。

その対策の一環として、超少子高齢化・人口減少社会において生産年齢人口が減少するなかで、優秀な人材の確保が欠かせないことから、鉄鋼産業で働く者全てにおいて賃金水準を向上させ産業・企業の魅力を高めていく必要があります。

続いて、鉄鋼産業の職場実態について触れますが、他産業に比べて専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となります。また、高熱重筋職場とも呼ばれ、特に今年のように猛暑日が続くなかには一般的な作業環境とは異なり、言わば特殊な環境での作業を余儀なくされています。こうした専門性が高く厳しい作業環境のなかで懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、魅力的な賃金水準を示すことが必要です。

今後、鉄鋼産業・企業を発展させていくためには、前述した様々な課題に対し、議論を重ねていくことが必要不可欠であり、その課題の一つである産業別最低賃金において議論することは極めて重要です。したがって、産業別最低賃金の改正にあたっては「改正の必要性有り」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、真摯に協議する必要があるものと考えます。

最後に、使用者側・公益側委員の皆様におかれましては、日夜、「安全第一」に細心の注意を払いながら高熱重筋職場で働く鉄鋼労働者、特に中小の未組織労働者の賃金実態を十分に認識され、福岡県製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金の引き上げの「必要性有り」について、最大限のご理解とご英断をお願い致します。

以上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1)はじめに

厚生労働省の中央最低賃金審議会は2022年度地域別最低賃金の改定について、全国平均で31円の引き上げを決めた。上昇率は3.3%、上げ幅は21年度の28円(最も上げ幅が大きかった額)を上回る形となった。

2)鉄鋼業界を取り巻く状況

4～6月期の粗鋼生産量2,299万トン、前年同期比5.6%減という実績から始まり、経済産業省の鉄鋼メーカー各社生産計画ヒアリングによると、7～9月期の粗鋼生産量は前年同期比4.8%減の2,293万トン。需要環境は改善に向かっているものの、海外鋼材市況の軟化などで輸出向け生産が伸び悩むことなどから、3四半期連続で前年同期実績を下回る見通しである。また、経産省は半導体などの部品供給不足からの回復状況には注視が必要な上、ロシア-ウクライナ情勢の長期化や新型コロナウイルスの感染拡大による影響が下振れリスクになる可能性があるとして指摘し、国内・輸出向けともにリスクを見極めることが重要としている。普通鋼の国内向けは自動車需要の改善を一部見込んでいるものの、輸出向けは高炉・電炉ともに前期比減となり、海外市場では様子見ムードが広がり、引き合いは盛り上がりを欠いていると分析されている。

高炉メーカー3社とも2023年3月期・通期業績予想を出したが、高水準の収益を計上した22年3月期に比べ3社ともに減益予想となる。原料・資材価格の高騰などコスト増が深刻さを増す中、一定の鋼材販売価格の改善が見込まれ、減益ながら収益を維持確保する形を取っている。

コロナ禍からの経済回復により事業環境が好転した22年3月期に比べ、今期の事業環境は悪化。原料炭急騰によるコスト上昇に加え、自動車向け鋼材需要回復の遅れなどが収益を押し下げる要因となっている。その中で、販価改善や生産設備の集約などここ数年の構造改革によって収益体質を変えてきているが、国際情勢や感染状況に加えサプライチェーン正常化の遅れなど、先行き不透明材料は未だ多い。その他にも為替動向などによってはさらに下振れリスクが拡大する可能性もあり、鋼材の海外市場の動向なども含め未だ予断を許さないのが現状である。

### 3) 特定最低賃金の改正の必要性について

国内の総人口が減少する中、総務省が4月に公表した2021年10月1日時点の人口推計で労働の中心的な担い手となる15～64歳の生産年齢人口の割合は総人口の59.4%となり、統計を取り始めた1950年以来最低となる。

製造業・鉄鋼業界においても労働力確保という面において人材の採用・育成は不可欠と考え、より優秀な人材を確保するためにも他業種との時給格差の必要性は十分認識している。一方、国内市場に留まらない製鉄業においては未だ全世界に影響を及ぼし続ける感染症拡大に加え、ロシア-ウクライナ情勢の長期化、海外市場の慎重化や部品供給網の異常等により経済回復の先行き不透明さは続いている。

そうした中、企業の経営効率改善や生産性向上が追い付かないまま過大に人件費負担を増大させてしまうことで、かえって正社員雇用の削減や採用抑制、過勤務抑制などから総じての人件費抑制、廃業検討、設備投資抑制による生産性向上の阻害といった悪影響や事業活動の消極化も懸念されるため、より慎重な扱いが必要だと考える。

以上より、最低賃金の引上げの可否及びその額について、公益代表委員様および労働者側委員様と十分な議論を行い、慎重に決定していく必要があると考えます。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

(1) 電機産業は、コロナ禍の厳しい状況を労使の懸命な努力で乗り越え、回復に向かってきました。とくに、電子部品・デバイス、情報通信機械器具などは、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた、テレワーク・リモートワークなど新しい働き方を支えており、引き続き、DX、カーボンニュートラルなどの大変革への対応にあたって、IoTやビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)など電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを生かしていくことが期待されています。

また、コロナ禍においては、電子部品・デバイスの供給不足が深刻化しました。他産業を含めた日本企業が今後もグローバルで優位に戦っていくためには、電機産業の現場力を支える人材を確保していかなければなりません。

(2) 産業界にふさわしい優秀な人材の確保のためには、電機産業で働く魅力を高めるとともに、特定(産業別)最低賃金の金額改正により産業全体の賃金の底上げをはかり、付加価値生産性に見合った人件費水準を実現することによって、サプライチェーンを含めた電機産業の健全かつ持続的な成長をはかっていかなければなりません。

したがって、これまで取り組んできた、地域間格差の是正、福岡県内の他業種との賃金格差の是正、非正規雇用で働く労働者の労働条件を向上させる必要

性、経済の好循環を生み出す必要性などから、特定(産業別)最低賃金の上げの流れの継続性は、厳しい状況下にあっても維持する必要があります。

- (3) 特定(産業別)最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢(18歳未満、65歳以上は除外)や業務(主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く)を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠となります。
- (4) 2022年総合労働条件改善闘争(以下、2022年闘争)において、電機連合は定期昇給相当分や昇進・昇格昇給など賃金体系維持をはかったうえで、昨年を上回る1,500円以上の賃金水準改善(ベア)を実現することができました。新型コロナウイルス感染症が社会全体に大きな影響を及ぼす状況下において、9年連続となる賃上げができたことは、懸命に事業を支えている組合員の期待に応え得るとともに、電機産業労使の社会的役割を果たし、「人への投資」の継続が重要であるとの力強いメッセージを届けることができたものと考えます。この賃上げの結果を、特定(産業別)最低賃金に反映する必要があります。
- (5) 2022年闘争の取り組みのなかで、電機連合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、2,000円の引上げをはかり、月額166,500円の水準となりました。この水準の時間当たり換算額(中闘組合の月間所定労働時間の平均値155.365時間)は、約1,071円となります。一方、福岡県の電機産業特定(産業別)最低賃金は947円と、「企業内最低賃金」時間当たり換算額と比較して低位にあり、同じ電機産業で働く非正規雇用で働く労働者を含む、すべての労働者の公正な賃金決定、同一価値労働同一賃金の観点から、均等・均衡処遇の実現に向けた格差改善が求められます。
- (6) 福岡県の電機産業の特定(産業別)最低賃金(947円)は、鉄鋼(980円)輸送用機械(957円)など、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低い実態にあることから、計画的な格差改善が求められます。

産業全体としてはコロナ禍前に回復しつつあるものの、原材料・エネルギー価格の高騰、部品不足などの影響が業種・規模・地域によって大きく異なる現下の状況下だからこそ、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つ特定(産業別)最低賃金を、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いのなかで合意形成をはかっていくことが不可欠であると考えます。

以上のことから、今年度も特定(産業別)最低賃金改正の必要性を強く主張します。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電気機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

### ② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・日本経済は、コロナ禍による落ち込みから持ち直しつつあるが、円安や資源価格上昇により消費者物価は上昇しており、下振れリスクも生じている。内閣府は7月25日に2022年度の実質成長率が2.0%になるとの試算をまとめ、1月に閣議決定した見通し(3.2%)を大幅に下方修正した。中国・上海のロックダウンやウクライナ危機によるインフレなどで世界経済が減速し、設備投資や輸出が鈍っている。

・設備投資については、日本政策投資銀行が8月4日に発表した「設備投資計画調査」によると2022年度計画は、対前年比全産業で+26.8%の19兆6188億円となった。製造業は30.7%増であり、EVや半導体などの関連投資や自動化に対応するための産業用ロボットの能力増強などがけん引する。また、非製造業は24.8%増となり、東京都心などで不動産開発が相次ぐほか、鉄道会社によるバリアフリー対策の投資も目立つ。

・雇用動向について、九州・沖縄の2021年度平均の有効求人倍率は1.14倍で、全国の年度平均(1.16倍)を下回った。有効求人倍率は前の年度から0.09ポイント改善したが、コロナ禍直前の2019年度(1.40倍)に届かなかった。そのうち、福岡県は0.02ポイント改善の1.08倍とほぼ横ばいだった。

直近の6月では、九州・沖縄の有効求人倍率は1.24倍に上昇し、そのうち福岡県は



宿泊業などで求人が増え、1.17倍と3か月連続で上昇した。

・中小企業庁の「中小企業景況調査(2022年4-6月期)」によると、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断DI(前期比季調値)は全産業で▲28.6、製造業においては▲11.3と上昇傾向にあるものの、原材料費の高騰などもあり、依然として中小企業には厳しい情勢が続いていることが伺われる。

・2022年度春季交渉において、電機産業の賃金改定の状況は、賃金体系の維持を図ったうえで、9年連続の賃金改善要求(水準改善2,000円以上)に対して、1,500円の水準改善の妥結となった。

また、産業別最低賃金(18歳見合い)については、4,000円の引き上げ要求に対して、2,000円の引き上げの166,500円となった。

経団連が発表した集計結果によると、電機産業の大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた賃上げ率は前期比+0.40%の2.14%(全産業2.84%)であった。

・以上の通り、昨年比べて景気は回復の動きはみられるが、次の通り、景気下振れリスクが、景気回復のブレーキとなることが懸念される。

。①ウクライナ情勢悪化による資源価格上昇や日米金利差拡大を受けた円安によって物価が上昇しており、消費者マインド悪化、実質購買力の低下を通じて、感染収束後の消費の回復を抑制する、②コスト増加によって企業業績が悪化し、それが設備投資や雇用・賃金の削減につながる、③世界的な物価上昇を背景に、米国をはじめとした各国で金融政策が引き締めへ転じており、金利上昇が世界経済の回復ペースを鈍らせる、④上海ロックダウンの影響など物流の混乱により生産制約や品不足が深刻化する。

また、新型コロナウイルス感染症も感染力の高い派生型の登場で再拡大の動きを見せ、重層的な景気減速要因となっている状況であり、企業の固定的な負担となる賃上げの判断については、極めて慎重に判断すべきである。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 輸送用機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1-1.

一 昨年の小委員会に於いては、現下の新型コロナウイルス感染症による影響で、賃金改正における可否判断を行うには、時期尚早との結論に至り、判断を先延ばしとした。昨年も継続して改正の水準を論議したものの、全国最低の引き上げ額に留まっており、改めて、改正決定の必要性が有る事を前提に意見を述べる。

1-2.

自動車産業は 我が国の就業人口のおよそ1割 を占める基幹産業であり、産業を活性化させることが、日本全体の経済活性化、さらには地域経済の活性化に繋がるものである。また、福岡県における適用労働者数は、22,800名と 昨年比 99.6% (22,900名) と高止まりしており、2015年対比では146% (15,700名) と、福岡県内においても基幹産業で有ると共に、一昨年・昨年危惧した雇用の喪失は、数値上みられない。

2.

高い生産性を生み出す自動車産業において、低廉な賃金が横行することは、産業内の公正な競争環境を阻害し、自らの高い付加価値生産性を毀損することにも繋がりがかねない。加えて、他産業と比べ産業内の賃金格差が大きい。全ての労働者の生活安定と事業の公正競争の確保を図るためには、賃金格差の是正に寄与すべく、特定(産業別)最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠である。

また、自動車工業会・部品工業会として、H19年に経済産業省が策定した「自動車産業適正取引ガイドライン」に基づき、会員企業を中心に自主行動計画を作成し、「調達5原則」を「適正取引推進宣言」として表明している。

サプライチェーン全体に適正化への姿勢が示され、行動に移して以降5年目となり、中小零細企業において、商品の適正価格や、人員不足 及び、最低賃金引き上げによる影響を加味した、取引価格設定の土壌が、浸透しつつある。

3.

2022年総合生活改善の取り組みにおいては、過去から8年継続して、自動車産業を支える中小企業、非正規労働者の更なる底上げを図って来ており、日本経済・自動車産業全体を持ち上げ、健全で持続的な成長へとつなげるべく、自動車総連全体で力を合わせて、前進させる取り組みを行ってきた。自動車総連の賃金改善分獲得状況では、企業別規模で300人未満の賃金改善分は、1,693円と平均(1,441円)を7年連続上回る、最も高い賃金改善分獲得額となった。また非正規雇用で働く仲間の平均回答額は12.4円/時(同11.8円/時)となった。

4.

企業内最低賃金についても、自動車総連の平均締結額は164,556円(8/1時点)で、昨年の162,827円から1.854円以上引き上げとなり、これを時給に換算(\*)すると、1,011円となる。 \*製造部門の所定労働時間1,952hより算出

更に、本特定最賃の基礎水準となる、企業内の基幹業務に従事する個別銘柄の最低賃金を、企業労使で確認書を基に開示する交渉を進めている。

5.

特定(産業別)最低賃金は、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、産業の健全発展に寄与すべく、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい水準で設定していくことが重要。 ついては、産業にふさわしい水準に引き上げなければならない。とりわけ、地域別最低賃金が格差是正のもとに物価上昇分とあわせて示された目安(30円)であり、本年においては、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、確実に引き上げる必要がある。 以上の理由により、福岡県輸送用機械器具製造業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車およびその部品の製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

■改定及び引き上げ水準については、短期的課題と中期的な環境を見極めながら、より慎重な労使の話し合いが必要と考える。

(1) 輸送用機械器具製造を取り巻く環境

▽輸送用機械器具製造業(自動車産業)は、カーボンニュートラル(脱炭素化)に向けた車両の電動化・BEV化と言われるような産業構造そのものの大転換が明確になってきた。内燃機関から電池等へ、自動車本体、構成品も大きく変化し、生産者も販売者も、業界を越えた多様化や競争の激化が拡大する予測されている。

▽足下の自動車産業を取り巻く環境も、非常に厳しく、新型コロナウイルス感染症、上海ロックダウン等に伴う部品調達難や半導体等不足、ウクライナ危機、原材料価格の高騰、為替相場の急変動等のリスクにさらされながら、販売台数の低下、生産の非稼働を余儀なくされている。自動車大手7社の直近21年度の販売台数は、20年度より2年連続で▲10%(19年度比)と低迷しており、また九州の自動車生産台数も、21年度実績の105万台は、20年度124万台比 ▲15%、一昨年19年度141万台比▲25%と大幅な減産となっている。

▽なお、製造業(福岡県)の21年度の求人数は、20年度より回復したものの19年度比▲0.5%のレベル、鉱工業指数(九州)も、21年度通期99.3、22年4月は98.7、19年度の103レベル以降低い。また、有効求人倍率(福岡県)も、19年度の1.5倍超レベルから

下落以降、21年度も1.0～1.1倍レベルで低迷。直近6月は1.17倍であったが、南九州は1.4倍レベルであり、見劣りする。因みに、半導体メーカー等の進出等での南九州の雇用拡大は、今後の福岡県の自動車産業としては魅力向上等が課題となると思われる。

▽今年22年度の自動車各社の台数予想は、前年比増加(約+4.5%)を見込むが、引き続き半導体不足・部品不足等の影響により、当面は減産調整を視野に入れねばならない等、状況は厳しい。第1四半期の結果も厳しい状況である。

▽長期的には、海外市場拡大(アジア・アフリカ等の新興国)による需要の増加や電動化における電池生産事業の拡大等の可能性もあり、その受け皿として、九州・福岡の輸送用機械器具製造業においても、成長の機会は多々あると展望される。一方で、その電動化への設備投資やデジタル化投資、自動化や環境対応投資等をはじめとして、投資負担は拡大が必然である。あわせて、上記で述べてきた世界的な様々なリスクや地域における自然災害のリスク等も踏まえながら、福岡・九州から展開していくためには、収益・コスト競争力の強化、シビアな原価低減の努力が一層必要である。

▽昨年、一昨年の輸送機械器具製造業の特定最低賃金は、専門部会にて、使用者側からは、『九州の生産台数が低迷する中での改定は、地場関連企業の更なる負担増となり、事業自体の存続にも影響しかねない。業績の回復や生産性の向上が見られることが改定の前提』と意見させていただき、『R2年(±0)、R3年(+13)』となりました。

▽今年も、上記で示したとおり、生産状況に大きな好転は未だ見られず、さらに原材料価格の高騰(企業物価指数の急激な上昇等)も加わった渦中での改定・引き上げは、難易度が高いと評価します。下記(2)に示しているように福岡県の特定最低賃金のレベルが、優位性があることも鑑みつつ、今年の改定・引き上げは、労使での更なる慎重な話し合い、審議・判断が必要と思料します。

## (2)特定最低賃金の水準について

▽下記①～③等の優位性を踏まえ、労使で慎重に審議すべきと考える。

### ① 他都道府県との対比(令和3年度)

- ・[福岡県] 特定970円、地域別870円=『差額+87円、差率110%』
- ・[29県平均]特定942円、地域別875円=『差額+63円、差率109%』
- ⇒福岡県は29県中、差額(6位)・差率(7位)と上位である

### ② 消費者物価指数との対比(R2年=100)

福岡市:101.4 北九州市:101.9(R4年6月)⇔特定最賃:101.3(R4年1月)

### ③ 福岡県製造業平均賃上げ率との対比

- 平均賃上げ(R4年4月):2.27% ⇔ 特定最賃(R4年1月):1.01%
- 平均賃上げ(R3年4月):1.83% ⇔ 特定最賃(R2年12月):0%

以上

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 百貨店・総合スーパー 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

今年度引き上げなければ、これまでの公労使の取り組みが崩壊！  
福岡県を代表する産業として従業員と地域に最悪のメッセージになりかねません  
絶対に福岡県の地域別最低賃金と同水準の平行な引き上げが不可欠です

② 理由・背景等

近年に例を見ない物価上昇の中、最低賃金の引き上げは絶対的に必要不可欠です。コロナ禍でもエッセンシャルワーカーとして働き続ける私たちであるからこそ、他産業よりも声を大にして、特定最低水準の引き上げを求めます。これまで労使が長年をかけて地道に取り組んできたセーフティネットを簡単に手放すことがあってはいけません。産業の未来のため、労働者の将来のために、特定最低賃金の水準を、今年度は必ず引き上げなければなりません。

- ・福岡・北九州の消費者物価について、令和4年6月分の総合指数は、令和2年を100として、福岡市は101.4、北九州市は101.9となりました。前年同月比は、福岡市は2.6%の上昇、北九州市は2.7%の上昇となりました。



- ・これからも上昇することが予想される歴史的な物価高に対して、もし福岡県の百貨店・総合スーパーの特定最低賃金を引き上げなければ、実質的に最低基準の賃金を大幅に下げってしまうということを意味します。
- ・万が一、実質的に福岡県の地域の最低賃金に呑み込まれることになっては、それは「百貨店総合スーパーの優位性はもう必要ない」というメッセージにしかありません。言い換えれば、「自分の業界の最低の暮らしはもっと下げてもいい」という判断になることをご理解いただきたいです。
- ・私たち労働者はエッセンシャルワーカーとして日々笑顔を絶やさず働きながらも、福岡県のコロナ禍での生活を支えてきましたが、ここで引き上げなければ、それももう限界です。土日働き、シフトで働き、立ち仕事で対面の苦情も受け、コロナでもリアル出勤してきたのに、他産業と同じ最低賃金になってしまったら、最低の暮らしさえ経営者に見放されたと思うでしょう。
- ・しかしながら、福岡県下の小売業を代表する企業の経営者のみなさんがそのような稚拙な判断をされるとは思いません。「ひとへの投資」がどれだけ企業の将来を左右し、ひとの活躍がいかにお客さまの信頼につながってきたか、そのことは経営者が一番知っていることだと思います。そのような認識の中、決して、当座の人件費の上昇を回避するような下策は取ること

はないと信じています。

- ・今年度も最低賃金法の目的にある「労働者の生活の安定」を将来にわたって労使で真剣に考え、簡単に投げ出さない誠実な協議をしたいと願います。

＜福岡県内の百貨店総合スーパーの決算状況(百万円)＞

	売上高	前年比	経常利益	前年比/比較
岩田屋三越	95,993	113.7%	662	+1,469
博多大丸	12,539	112.4%	▲1,395 ※1	+308
博多阪急	41,422 ※2	121.9%	650 ※3	+2,841
井筒屋	53,144	105.2%	1,047	+1,212
Mr.マックス (2019年比較)	124,831 (2019実績122,319)	94.7% (102.1%)	4,346 (2,238)	75.6% (194.1%)
イオン九州	481,199	138.2%	5,994	177.7%
サンリブ (2019年比較)	182,480 (2019実績191,004)	97.2% (95.5%)	1,694 (670)	61.0% (252.8%)
ゆめタウン (2019年比較)	686,800 (2019実績744,349)	99.6% (92.2%)	34,696 (31,979)	96.2% (108.5%)

※1・・・グループ会社の決算に個別企業の経常利益の記載がないため営業利益を記載

今期は黒字化の見通し

※2・・・グループ会社の会計基準が前期より変更となり比較できないため

百貨店協会発表の4～3月の累計実績を本田が独自に合計したもの

- ・福岡県内の百貨店は、リベンジ消費等の入店客数の回復により、ある程度の増収傾向が続いており、同時に、各社の構造改革等によって収益基盤が強化され、今年度は各社ともに黒字の予想がされています。
- ・総合スーパーにおいては、非常事態宣言や蔓延防止措置等による巣ごもり需要による特需は一巡し落ち着いたように伺えますが、コロナ禍におけるネットスーパーの活用や広告媒体の見直し等の改革によって、コロナ以前に比べて利益率は極めて高くなっています。
- ・このように利益が高まったことは、コロナ禍における経営としてのハンドリングはもちろん、店頭で創意工夫と努力を重ねてきた従業員の努力の結果だと思えます。ぜひ、この従業員の中の最低の暮らしについて、報いてほしいと思えます。



## ◆◆◆今後の協議に向けて◆◆◆

- ・福岡県の平成30年度中小企業振興基本計画年次報告)では、小売業は県内総生産の第2位、就業者数は第1位であり、福岡県下でも非常に付加価値が高い産業である小売業を代表する百貨店・総合スーパーの最低賃金は、小売業全体の賃金相場に大きな影響力があります。
- ・百貨店・総合スーパーの最低賃金の優位性をあきらめることは、福岡県の小売業を発展させていくことを放棄することであり、福岡を代表する主要産業の衰退を招く重大な責任があると、私は覚悟しています。
- ・このような状況下において、さらに笑顔で働かせるのであれば、むしろ他産業よりも上げるべきだとさえ思っています。
- ・ここにお集まりの皆さんは、ある程度の引き上げが必要だというお立場でお集まりいただいているのだと私は信じています。福岡県の地域別最低賃金との格差が僅差となり、今年は極めて重要な年であります。
- ・最低賃金はベースアップなどの賃上げ交渉とは全く違います。最低賃金で働く方の最低限の生活を「これで良いか」と見つめ、セーフティネットを構築するための話し合いです。物価が極端に上昇している中、引き上げないという選択はないと思います。産業を代表して集まったこのメンバーにしか出来ない責任ある取り組みです。ぜひ、今年こそは実りある話し合いにしたいと思っています。
- ・詳細については今後の協議にて議論したいと思います。よろしく願いいたします。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 百貨店・総合スーパー業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

物価上昇に連動した形で最低賃金の一定程度の引き上げは理解するものの、コロナ不況下で会社業績が低迷している中においては、賃上げのみを行うことは雇用維持に影響を及ぼすことになり労使双方にとって必ずしも良い結果をもたらさないと考えます。

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1. 業界を取り巻く状況について

- ・ コロナ禍による消費の冷え込み、インバウンドの消失により、まだまだ多くの企業が赤字決算から脱却できないという、業界として過去に経験したことがないレベルの厳しい経営状態が続いている。
- ・ 九州経済産業局発表「福岡県業態別販売額推移表」(百貨店・スーパー合計)によると、2021年度は、前年に対して、+3.0%と改善する兆しを見せたが、コロナ前の2019年度と比較すると、▲5.7となっており回復しているとは言い難い。2022年度についても、ワクチン接種率の向上とともに、1～5月は前年に対して+6.0であるが、2019年度と比較すると▲4.2であり回復へはまだまだ遠い。また、直近7月から現在においては、オミクロンの新種株の再拡大により、各店舗の入店客数は減少局面に入り、今後の見通しが立たない状況となっている。
- ・ 各店舗においては、従業員のコロナ感染によるショップ閉鎖、感染防止対策へのコストも高止まりしている状況が続いており、加えて、世界情勢の悪化に伴う光熱水費、物流費などの原価アップなどが企業業績に与えるインパクトは極めて大きい。
- ・ 百貨店業界においては、これらの状況を踏まえて、希望退職の募集拡大、新規採用の抑制など、雇用対策、要員改革を進めざるを得ない状況である。

## 2. 業界として取り組むべきこと

- ・ マーケット展望を、「もうコロナ前の状況には戻らない。」「インバウンドを期待しない。」という視点で、業態変更も視野に入れて抜本的な経営改革を断行しないと、生き残っていけないというレベルにある。

## 3. 特定最低賃金改正に対する考え

- ・ スキルや能力、意欲、成果に応じた公平な処遇の実現は企業の成長には欠かせないファクターであるという認識はあり推進していくべきであるが、定年延長を含めたシニア層の活用と処遇向上、育児制度改正による対応強化、営業時間短縮による労働条件の改善など、従業員福祉全般について、総合的な意味での処遇向上、ワークライフバランスの実現について、個々の企業毎に真剣に考えるべきであり、最低賃金のみを一律に上げることについては、慎重に検討するべきである。
- ・ そもそも今日の日本において販売業務の代表として、百貨店、スーパーを定義していくこと自体に説得性がないような気がする。百貨店、スーパーもテナントリーシングやブランド誘致など、自社で販売する機会が極端に減少しており、また、販売業種そのものも、シェアビジネスやデリバリービジネス、デジタルの進化などにより、より複雑、多種多様化しており、百貨店、スーパーの業界で特定賃金を検討していること自体を見直していくべきではないかと考える。

以上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車小売 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

- 1) 自動車産業は、わが国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業の役割を担っており、そこに働く労働者の雇用と生活の安定をはかることは、当該産業労使の重要な役割であると認識している。そのためには自動車産業における最低賃金を適正水準へ改善することが求められる。
- 2) 自動車産業は福岡県県内における主要産業に成長しており、地方経済における重要な役割を担っている。それに伴い優秀な人材確保が求められているが、この産業は大手から中小企業まで裾野が広い産業構造になっているため、他産業に比べ賃金格差が大きい実態にあることも事実であり、産業に働くすべての労働者の生活安定と格差拡大防止の観点から、特定(産業別)最低賃金の設定と適正水準へ改善の役割が不可欠となっている。この取り組みは、昨今求められている非正規労働者の更なる底上げに大きく寄与している。
- 3) 自動車総連の2022年総合生活改善の取り組みにおける賃金改善分の獲得状況を見ると、自動車産業の変革期やコロナ禍、更には部品調達リスクによる厳しい環境の中、全体の63.5%にあたる650単組で賃金改善分を獲得し、全体の賃金改善分平均獲得額は1,518円となった。さらには、現時点(8月1日時点)において、全体の約8割の単組において企業内最低賃金協定を締結し、平均締結額は前年を上回る165,517円(前年比+2,463円)となった。これを時給に換算すると1,018円に相当する。
- 4) 福岡県下の自動車総連加盟組合は、企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」の協定締結と金額改定に取り組んでいる。本年6月30日、福岡労働局長宛に提出した申出書に、

各企業における協定額資料を添付したが、そのうち最低時間額は1,004円となっており、令和3年度の自動車(新車)小売業における最低時間額959円との格差是正が求められている。

- 5) 自動車ユーザーの安全と命を守るために点検・整備を行う自動車整備士の人材不足は深刻化しており、人材の確保・定着は喫緊の課題である。コロナ禍や半導体不足などの影響下ではあるが、短期的な目線ではなく、中長期的な目線で考え、基幹産業である自動車産業で働く労働者の労働条件の向上を図り、自動車小売業にふさわしい水準で特定(産業別)最低賃金を設定していくことが重要である。とりわけ、地域別最低賃金が毎年引き上げられていることから、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、自動車(新車)小売業の最低賃金を確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県自動車(新車)小売業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車小売業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

【背景】

・2021年度の日本経済は長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響やロシアのウクライナ侵攻により、引き続き厳しい状況となった。

・そのような環境下において自動車業界は、長期的な半導体不足やパーツ供給不足によりメーカー各社で生産調整が相次いだ結果、2021年度の国内新車販売台数は前年比90.6%、除軽市場も91.8%と厳しい結果となった。また、福岡県も新車販売台数前年比90.6%、除軽市場92.5%と全国同様の結果となった。

・今年度(4-6月)については、国内新車販売台数前年比85.9%、福岡県85.7%、除軽市場も国内・福岡県内共に85%を切るなど、さらに厳しい状況が続いている。

【理由】

・優秀な人材の確保、エンジニアの採用、他産業との格差是正の観点から最低賃金の引き上げは必要と考えるも、新型コロナウイルスの影響が続き、現在の生産調整が正常に戻るまで数年かかる見込みであることを考えると、企業の存続、雇用維持を重視すべく、更なる固定費増加につながる最低賃金の引き上げを行える状況にないと判断します。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

